

施設使用料

	使用時間	午前	午後	夜間	全日	午前・午後	午後・夜間
使用区分		9時～12時	1時～5時	6時～9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時
ホール (501席)	平日	14,000円	17,000円	20,000円	50,000円	30,000円	36,000円
	土曜日	16,000円	19,000円	22,000円	55,000円	32,600円	40,000円
	日曜日						
	祝日						
舞台のみ 使用する 場合	平日	1,600円	3,000円	3,700円	8,000円	3,700円	6,000円
	土曜日	2,100円	4,500円	6,000円	11,200円	6,000円	9,600円
	日曜日						
	祝日						

室名	使用時間	定員	午前	午後	夜間	備考
			9時～12時	1時～5時	6時～10時	
レクリエーション室		500人	6,000円	8,000円	8,000円	レクリエーション室定員500人とは、フロアに何も置かない状態で利用した場合をいい、 <u>いすのみ</u> を利用する場合は、 <u>定員300人程度</u> 、 <u>机及びいす</u> を利用する場合は、 <u>定員180人程度</u> とする。
第1講座室		30人	400円	500円	500円	
第2講座室		20人	300円	400円	400円	
第3講座室		30人	400円	500円	500円	
第1研修室		30人	400円	500円	500円	
第2研修室		30人	400円	500円	500円	
第3研修室		20人	300円	400円	400円	
第4研修室		20人	300円	400円	400円	
工芸室		30人	400円	500円	500円	
視聴覚室		64人	500円	600円	600円	
茶室		15人	300円	400円	400円	
第1リハーサル室		30人	400円	500円	500円	
第2リハーサル室		15人	300円	400円	400円	
展示ホール		1日 4,000円	午前9時から午後9時まで			

附属設備使用料

区分	名称	単位	1回の使用料	適用
舞台音響	グランドピアノA	1台	3,000円	
	グランドピアノB	1台	2,000円	
	アップライトピアノ	1台	1,000円	
	エレクトーン	1台	1,000円	
	所作台	1式	2,000円	
	反響板	1式	2,000円	
	松羽目(竹羽目共)	1式	1,000円	
	講演台	1式	500円	
	レクチャーテーブル	1卓	300円	
	びょうぶ	1双	1,000円	
	平	1枚	100円	
	上敷	1巻	100円	
	ひもせん	1枚	20円	
	地がすり	1枚	500円	
	指揮者	1台	200円	
	指揮者譜面	1台	100円	
	譜面	1台	50円	
	長机	1卓	30円	
	折りたたみいす	1脚	30円	
	大太鼓	1式	300円	
場内拡声装置	1式	1,000円		
エレベーターマイク	1本	500円		
マクロフォンA	1本	500円		
マクロフォンB	1本	300円		

区分	名称	単位	1回の使用料	適用	
舞台音響	CD・MDプレイヤー	1台	500円		
	マイクスタンド	1本	200円		
	ワイヤレスマイク	1式	500円		
	エコーマシン	1式	500円		
	ステージスピーカー	1式	100円		
	16ミリ映写機	1式	1,000円	固定式	
	スクリーン	1式	500円		
	フットライト	1列	300円		
	アッパーポリゴンライト	1列	500円		
	ローアホリゾンライト	1列	500円		
照明	ピンスポットライト	1台	1,000円		
	スポットライト	1台	100円	500ワット	
	スポットライト	1台	200円	1キロワット	
	ポーダーライト	1列	500円		
	エフェクトマシン	1式	400円		
	ミラーボール	1台	300円		
	オーロラマシーン	1台	400円		
	ビーマックス	1台	100円		
	講座室等	16ミリ映写機	1台	500円	移動用
		8ミリ映写機	1台	300円	移動用
レクチャーテーブル		1卓	300円		
講演台		1卓	300円		
マイクローフォン	1本	300円			
CD・MDプレイヤー	1台	500円			
ロビーカウンター	1式	1,000円			

備考

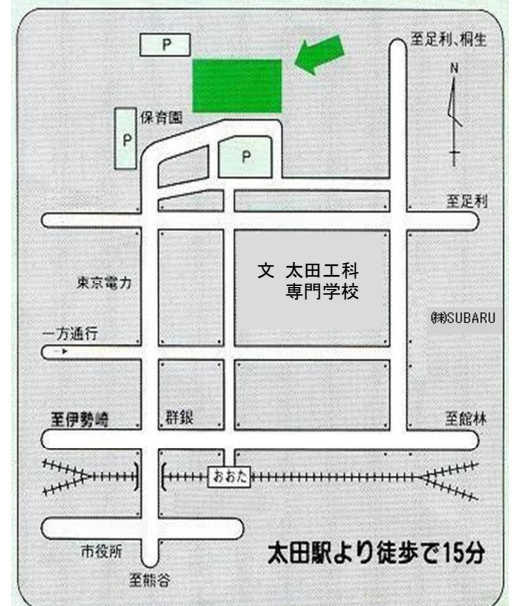
1 ホール及びレクリエーション室の利用者が入場料等の料金を徴収する場合の使用料は規定使用料に百分の五十又は百分の百を乗じて得た額を加算する。

2 特別の設備又は器具を設けて電力又はガスを使用するときは実費を徴収する。ただし、持込使用電気機器については、1回百円とする。

※太田市公民館条例・施行規則による。



太田市社会教育総合センター案内図



太田市熊野町 23 番 19 号
TEL 0276(22)3442(代)
FAX 0276(22)3488